



港区新橋5-15-5  
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 大沼 元  
編集責任者 樋口孝重

2018年  
9月14日  
NO. 107

ダイジェスト版

職場の矛盾 仕事の不満  
国労に結集し  
みんなで相談 解決へ  
HP <http://www.e-nru.com/>

# 「労使間の取扱いに関する協約」 9月14日 改訂交渉を行う!

国労東日本本部は、現在会社と、「労働条件に関する協約」(期限なし)、と「労使間の取扱いに関する協約」(3年期限)を締結しています。

「労働条件の協約」は、通年の取り組みとして大会にて要求を決定し、今年度も8月29日に申1号として申し入れました。今回の「労使間協約」の交渉は、主に「団体交渉、苦情処理、便宜供与(勤務時間中の組合活動・会社施設の利用等)」の取扱いを「労・使」でルール化したものです。

< 職場に直結する主な確認点は以下の通りです >

## < 組合掲示板の設置基準 > について

- (1) 組合員数が10名以上の場合は1枚、100名以上の場合は2枚、300名以上の場合は3枚。
- (2) 掲示板の設置されていない駅区所、被管理駅、派出所、技術センター及びメンテナンスセンターにおいては、2名以上9名以下の組合員が在籍する場合、それぞれに情報綴りを1枚設置することができる。(尚、休職中の組合員は数に含まない)

## < 組合事務所 > について

本部及び地方本部、並びに支部ごとに1箇所を上限として許可する。

## < 会社施設の一時使用 > について

会社が施設を管理できる体制において、会社が許可した場合に、会社の施設を一時的に使用することができる。許可を得ようとする場合、会社が別に定める施設等一時使用許可願に必要事項を記入し、箇所長に提出する。なお、当該箇所に所属する組合員以外の者が使用する場合は、所属、氏名を記入する。

**組** 協約の運用に関して、地方・職場において改訂部分の拡大  
**合** 解釈による過度な制限が行われないように徹底を求める。

この間の基本的な考えが変わるものではない。  
また、マイナス思考で制限を加えるための改訂ではない。

会  
社